

高齢者



おおとも 老人福祉センター

252 3077

しめ縄飾りを作ろう

日時 12月27日 午後1時〜3

100歳おめでとう



石川きくよさん

(上増田町)

明治37年11月17日生まれ



木部ウメさん

(元総社町)

明治37年11月22日生まれ



村田ツネさん

(上佐鳥町)

明治37年11月26日生まれ

時 対象 一般、先着二十五人

参加費 無料(六十五歳未満は入場料実費負担) 用意する物

木ばさみ、ミカン一個 申し込み 同センターへ直接

機能訓練

作業療法士・理学療法士の指導

日時の問い合わせは同センターへ

12月の日曜閉館日

期日 12月19日 巡回バスコース 早便 東コース 遅便

元総社コース 年末年始の休館

年未年始の休館

期間 12月28日〜1月4日

しきしま 老人福祉センター

233 2121

こども工作教室

日時 12月25日 午前10時〜正午

対象 小4〜小6、先着二十人 内容 キーホルダー、ネームプレートの作製 参加費

無料



みんなと仲良く工作しよう

六百円 申し込み 12月15日までに同センターへ

機能訓練

作業療法士・理学療法士の指導

日時の問い合わせは同センターへ

年未年始の休館

期間 12月28日〜1月4日

ひろせ 老人福祉センター

261 0880

しめ縄作り

日時 12月16日 午後1時〜3時

対象 一般、先着三十人 参加費 無料(六十五歳未満は入場料実費負担) 用意する物

カッター、三十 定規、ミカン一個、木ばさみ 申し込み 同センターへ

保健学級

日時 12月10日 午後1時45分〜2時30分

内容 尿失禁について

機能訓練

作業療法士・理学療法士の指導

日時の問い合わせは同センターへ

12月の日曜閉館日

期日 12月12日 巡回バスコース 早便 上川淵・下川淵

コース 遅便 城南南部・駒形コース

年未年始の休館

期間 12月28日〜1月4日

市議会議員の選挙

投票日は2月20日

任期満了に伴って行われる

市議会議員選挙は、市町村合併後最初の一般選挙で、今回

選出される議員に限り議員定数を四十六とします。合併前の前橋市の選挙区のほか、合併前の大胡町・宮城村・粕川

村の区域ごとに選挙区を設け、それぞれの選挙区の定数は前橋選挙区が三十六人、大胡選挙区が五人、宮城選挙区が二人、粕川選挙区が三人です。

また、日程は次のとおりです。

告示日 2月13日 投票日 2月20日

：問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 674 2へ。

政治家はできません

政治家が、選挙区内の人に年賀状や寒中見舞いなどの時候のあいさつ状(年賀電報、電子郵便を含む)を出すことは、自筆の答礼状を除いて禁止されています。

また、政治家が寄付をする

市議会議員の選挙

投票日は2月20日

任期満了に伴って行われる

市議会議員選挙は、市町村合併後最初の一般選挙で、今回

選出される議員に限り議員定数を四十六とします。合併前の前橋市の選挙区のほか、合併前の大胡町・宮城村・粕川

村の区域ごとに選挙区を設け、それぞれの選挙区の定数は前橋選挙区が三十六人、大胡選挙区が五人、宮城選挙区が二人、粕川選挙区が三人です。

また、日程は次のとおりです。

告示日 2月13日 投票日 2月20日

：問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 674 2へ。

政治家はできません

政治家が、選挙区内の人に年賀状や寒中見舞いなどの時候のあいさつ状(年賀電報、電子郵便を含む)を出すことは、自筆の答礼状を除いて禁止されています。

また、政治家が寄付をする

贈り物を受け取らない!!



ことも、贈らない・求めない・受け取らない」を基本に禁止されています。

政治家の寄付禁止

政治家は、次のような寄付をするとは罰されます。

選挙区内にいる人にお歳暮、せんべつ、入学祝いなどを贈る 選挙区内の人に見舞金や花輪などを出す 選挙区内の祭りや催し物などに金銭や酒などを提供する。

寄付を求めると罰されます。

あいつを目的とする有料

広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内の人へのあいさつを目的として、新聞・雑誌・ビラ・パンフレット・テレビ・ラジオなどに有料の広告を出すと処罰されます。

：問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 674 2へ。

政治家はできません

政治家が、選挙区内の人に年賀状や寒中見舞いなどの時候のあいさつ状(年賀電報、電子郵便を含む)を出すことは、自筆の答礼状を除いて禁止されています。

また、政治家が寄付をする

市議会議員の選挙

投票日は2月20日

任期満了に伴って行われる

市議会議員選挙は、市町村合併後最初の一般選挙で、今回

選出される議員に限り議員定数を四十六とします。合併前の前橋市の選挙区のほか、合併前の大胡町・宮城村・粕川

村の区域ごとに選挙区を設け、それぞれの選挙区の定数は前橋選挙区が三十六人、大胡選挙区が五人、宮城選挙区が二人、粕川選挙区が三人です。

また、日程は次のとおりです。

告示日 2月13日 投票日 2月20日

：問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 674 2へ。

政治家はできません

政治家が、選挙区内の人に年賀状や寒中見舞いなどの時候のあいさつ状(年賀電報、電子郵便を含む)を出すことは、自筆の答礼状を除いて禁止されています。

また、政治家が寄付をする